

流山市農業委員会
令和2年第4回
総会議事録

令和2年4月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和2年第4回総会議事録

1 期 日 令和2年4月10日(金)

2 場 所 流山市文化会館3階第2会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 3番 中嶋 清
4番 小菅 康男

5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小倉 節子
11番 水代 啓司	
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局次長補佐 真通 俊人
事務局事務員 小田 嵩

9 会議目次

(1) 議案第16号 農業委員会事務局職員の任免について	1
(2) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について	2
(3) 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について	3
(4) 議案第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	6
(5) 議案第20号 農地所有適格法人報告書の提出について	8
(6) 報告第12号 合意解約の通知について	11
(7) 報告第13号 転用許可に伴う工事完了の報告について	11
(8) 報告第14号 専決処理の報告について	12

▲開会 午後3時2分

○水代議長 それでは、ただ今から令和2年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

3番 中嶋委員、4番 小菅委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

真通次長補佐。

◎真通次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第16号「農業委員会事務局職員の任免について」から議案第20号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第12号「合意解約の通知について」から報告第14号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第16号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

真通次長補佐。

◎真通次長補佐 議案書の1ページをご覧ください。

議案第16号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

令和2年4月10日提出

本案につきましては、令和2年4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があることから、承認を求めるものであります。

次に、転出する者ですが、農業委員会事務局次長 秋元 学につきましては定年退職によるものです。

次に、転入する者ですが、農業委員会事務局次長に染谷 晃であります。

旧所属は生涯学習部スポーツ振興課 課長補佐です。

次に、農業委員会事務局事務員に新規採用の小田 嵩であります。

説明につきましては、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、4月1日付けの人事異動に伴うものであります。

本案について、原案のとおり任免することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

それでは、このたび農業委員会事務局職員になられた染谷次長及び小田事務員からご挨拶をいただきたいと思います。

(染谷次長、小田事務員 挨拶)

○水代議長 どうもありがとうございました。

今後のご活躍をご期待申し上げます。

○水代議長 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

真通次長補佐。

◎真通次長補佐 議案書の2ページをご覧ください。

議案第17号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

令和2年4月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、野田市今上の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市西深井の現況畑1筆 面積は437平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため、売買で取得するものです。議案案内図については、1ページでございますので併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅の西1.7キロメートルに位置している現況畑1筆 面積は437平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で330万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、耕起作付け済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約14ヘクタールで、農業従事者は1名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること。また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 年間従事日数は何日ですか。

◎小倉委員長 240日から250日と報告されています。

◆7番(吉田委員) はい、判りました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第17号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

真通次長補佐。

◎**真通次長補佐** 議案書の3ページをお開きください。

議案第18号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

令和2年4月10日提出

議案の1番の権利者は、流山市南にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田1筆 面積515平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の2番の権利者は、流山市西深井に住所を有する農地所有適格法人です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります畑1筆 合計面積1,518平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により10年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の3番の権利者は、流山市西深井にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆 面積666平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の4番の権利者は、流山市西深井にお住いの方で、職業は兼農です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆 面積862平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の5番と6番は同一権利者のため、一括してご説明いたします。

権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市古間木にあります畑3筆 面積3,394平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。
今月の案件は、新規が2件、更新が4件であります。

1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は58歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は365日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

つづいて、2番ですが、新たに10年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者は流山市西深井に本店を置く農地所有適格法人でございます。農業従事者は6名で、農業従事日数は220日であります。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

つづいて、3番ですが、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。権利者の職業は農業で年齢は64歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は180日であります。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

つづいて、4番ですが、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。権利者の職業は農業で年齢は49歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は150日であります。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

つづいて、議案の5番と6番は権利者が同一のため、一括してご説明いたします。

5番と6番ですが、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は41歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、鈴木委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後3時21分 鈴木委員退席)

○水代議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
挙手、全員であります。

よって議案第18号の1番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後3時22分 鈴木委員入室)

○水代議長 次に、本案の3番については、金子委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後3時23分 金子委員退席)

○水代議長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号の3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
挙手、全員であります。

よって議案第18号の3番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後3時24分 金子委員入室)

○水代議長 次に、本案の2番及び4番から6番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号の2番及び4番から6番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第18号の2番及び4番から6番までについては、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第19号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

真通次長補佐。

◎真通次長補佐 議案書の7ページをお開きください。

議案第19号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和2年4月10日提出

本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の死亡や故障を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものであります。

今月の願い出は1件です。

申請者は、流山市西平井にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市西平井にあります畑1筆 面積806平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫で、夫の死亡を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第19号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、流鉄流山線平和台駅の南約400メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫です。従事日数は、生前は年間250日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年1月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第20号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

真通次長補佐。

◎真通次長補佐 議案書の8ページをお開きください。

議案第20号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和2年4月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものです。

今回、報告がありました法人は、柏市中央町及び流山市深井新田にあります農地所有適格法人です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

柏市中央町にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。

確認書の表に、令和2年3月17日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は9,300平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しておりました。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務

執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時従事することとなり、当該法人の役員は5名であり、農業に常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

なお、報告がありました法人の事業年度は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間であり、本来は12月末までに報告書を提出すべきところですが、諸般の事情により提出ができなかった旨、理由書が添付されておりました。

続きまして、流山市深井新田にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧くださいと思います。

確認書の表に、令和2年3月3日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

報告がありました法人の事業年度は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間です。

経営面積についてですが、面積は0.4ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農作業・農業土木の受託です。

次に、売上高についてですが、本年度については、売上高がゼロであったとのことでした。

これについて、当該法人は、経営者の親族より土地を借り受けて、活動を行っておりますが、本年は諸般の事情により、法人での活動の売り上げがなかったとのことでした。

次に、議決権については、議決権を行使できる株主が農業常時従事者であります。

また、次の業務執行役員につきまして過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は1名であります。先ほど申し上げたとおり、本年の従事日数については、0日でありました。

このため、本年については、農地所有適格法人の要件に不足する部分がありますが、法人の代表より、次の事業年度については事業を行う旨、書面の添付がありました。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は、1番の法人が議案案内図の8ページ、2番の法人が9ページから11ページになります。

説明につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第20号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により、『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければなら

ない。』と定められています。

また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、議案の1番については、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

議案の2番については、要件に適合していない部分が確認されましたが、事業者からの理由書が添付されており、営農予定があることや、農地は経営者の家族からの賃貸借であることを考慮し、自主的な是正を文書にて求めるという結論に達しました。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 2番の法人についてですが、今回の収入がマイナスとなっていますが、その内訳を教えてください。簡単で結構です。

◎事務局(染谷次長) 2番の法人の損益計算書を確認しましたところ、営業損益が421,824円という報告がありました。その詳細は記載がございませんでした。

○水代議長 吉田委員ご質問のマイナス表記の収入についてですが、収入(売上高)がゼロというのはあり得ますが、マイナスというのはあり得ないのではないですか。

書類の再提出が望ましいと思います。

◎事務局(染谷次長) 正しい表記に訂正させたいと思います。

○水代議長 1番の法人についての売上高と従業員数は、法人全体の数値ですか。

◎事務局(染谷次長) 法人全体の数値でございます。今後は、内訳として流山市内における売上高と従業員数を把握できるように聞き取りしていきたいと思います。

○水代議長 その点を加えてください。

また、必要な修正を行い再提出させてください。

ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号の1番については承認すること、2番については文書にて是正を求めることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号の1番については承認すること、2番については文書にて是正を求めることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、報告第12号「合意解約の通知について」報告を求めます。

真通次長補佐。

◎真通次長補佐 議案書の9ページをご覧ください。

報告第12号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和2年4月10日報告

合意解約が行われました農地は、流山市野々下にあります現況畑1筆 面積は1,213平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、令和2年2月27日であります。

議案案内図につきましては、12ページにありますので、ご参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第13号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

真通次長補佐。

◎真通次長補佐 議案書の10ページをお開きください。

報告第13号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和2年4月10日 報告

今月の工事完了報告は4件です

報告の1番は、平成30年7月の総会で審議がなされ、平成30年9月19日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の13ページと14ページにございます。

本件につきましては、2月26日に、岡田委員と石井委員にご確認をいただきました。

報告の2番は、令和元年7月の総会で審議がなされ、令和元年7月12日付けで、許可となった一時転用の案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の15ページと16ページでございます。

本件につきましては、3月5日に、第1小委員会の委員の皆様へ、復元完了のご確認をいただきました。

報告の3番と4番は、令和2年1月の総会で審議がなされ、それぞれ令和2年1月16日付けで許可となった一時転用の案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の17ページと18ページでございます。

本件につきましては、3月5日に第1小委員会の委員の皆様にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 ないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第14号「専決処理の報告について」報告を求めます。
真通次長補佐。

◎真通次長補佐 議案書の12ページをお開きください。

報告第14号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年4月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。
今月の農地法第4条の届出の報告は、6件 9筆 合計面積3,742平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、16件 122筆 合計面積73,177.32平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地4件、その他の建物施設用地が2件の計6件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が11件、マンションの区分所有が3件、その他の建物施設用地が2件の計16件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和2年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時00分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和2年4月10日

流山市農業委員会会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 中嶋 尚

流山市農業委員会委員 小菅 康男